

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月12日
【四半期会計期間】	第69期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	大日本スクリーン製造株式会社
【英訳名】	DAINIPPON SCREEN MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 橋本正博
【本店の所在の場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都（075）414-7155（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 太田祐史
【最寄りの連絡場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都（075）414-7155（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 太田祐史
【縦覧に供する場所】	大日本スクリーン製造株式会社東京支店 （東京都千代田区九段南2丁目3番14号靖国九段南ビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第2四半期連結 累計期間	第69期 第2四半期連結 累計期間	第68期 第2四半期連結 会計期間	第69期 第2四半期連結 会計期間	第68期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	122,823	67,398	70,760	41,415	219,049
経常利益又は 経常損失()(百万円)	2,147	17,633	3,317	10,206	11,743
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失 ()(百万円)	1,263	12,845	1,788	10,323	38,190
純資産額(百万円)	-	-	115,765	61,572	69,714
総資産額(百万円)	-	-	296,602	234,937	246,917
1株当たり純資産額(円)	-	-	484.47	256.74	292.12
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期(当期)純損失金額 ()(円)	5.32	54.11	7.53	43.48	160.86
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額(円)	-	-	6.95	-	-
自己資本比率(%)	-	-	38.8	25.9	28.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,391	3,053	-	-	24,593
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,396	3,436	-	-	6,920
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,472	18,589	-	-	34,071
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	27,150	49,922	25,111
従業員数(人)	-	-	5,184	4,717	4,992

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には消費税等を含まない。

3 第68期第2四半期連結累計期間および第68期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載していない。

4 第69期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、平成21年9月30日に満期償還した新株予約権付社債があるが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載していない。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	4,717
---------	-------

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社および連結子会社から外部への出向者を除き、外部から当社および連結子会社への出向者を含む）である。
- 2 従業員数が前四半期連結会計期間末に比べ408人減少しているが、主に、再建策の一環として当社および連結子会社において実施した希望退職によるものである。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	2,142
---------	-------

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）である。
- 2 従業員数が前四半期会計期間末に比べ288人減少しているが、主に、再建策の一環として実施した希望退職によるものである。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	前年同四半期比(%)
電子工業用機器(百万円)	17,078	62.0
画像情報処理機器(百万円)	4,384	55.2
その他(百万円)	9	97.1
合計(百万円)	21,471	61.0

- (注) 1 金額は販売予定価格によっている。
2 上記金額には消費税等を含まない。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別 セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
電子工業用機器	40,245	5.7	66,813	38.4
画像情報処理機器	11,374	30.3	3,727	44.5
その他	-	100.0	-	-
合計	51,619	5.3	70,540	38.7

- (注) 上記金額には消費税等を含まない。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	前年同四半期比(%)
電子工業用機器(百万円)	31,148	41.8
画像情報処理機器(百万円)	10,163	39.0
その他(百万円)	103	82.3
合計(百万円)	41,415	41.5

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。
2 当第2四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
Taiwan Semiconductor Manufacturing Company	1,138	1.6	9,628	23.2
株式会社IPSアルファテ クノロジ姫路	-	-	4,818	11.6

- 3 上記金額には消費税等を含まない。
4 「その他」には受注生産以外のものが含まれている。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

新株予約権の行使と株式価値の希薄化について

当第2四半期連結会計期間において、2009年9月30日満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を満期償還したことにより、新株予約権の行使による1株当たり株式価値の希薄化リスクは消滅いたしました。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間における世界経済は、前年度後半からの景気後退が最悪期を脱したと見られるものの、中国など一部の国を除いては、その回復力は弱く、厳しい状況が続きました。わが国経済におきましては、生産・輸出が増加に転じるなど改善の兆しが見られましたが、その一方で雇用情勢の悪化や設備投資の減少が続くなど、依然として不透明な状況が続きました。

当社を取り巻く事業環境では、中国や日本国内での消費奨励策を受けた液晶テレビなどの需要増加により、半導体や液晶パネル価格が上昇し、デバイスメーカーにおいて工場稼働率の改善や設備投資再開の動きが見られました。しかしながら、本格的な需要回復が見えないなか、全体としては引き続き設備投資は抑制され、非常に厳しい状況が続きました。

このような状況のなか、当第2四半期連結会計期間における当社グループの業績につきましては、売上高は414億1千5百万円と前年同四半期連結会計期間に比べ293億4千5百万円(41.5%)の大幅な減少となりました。利益面では、再建策の実施によるコスト削減効果はありましたが、売上の減少およびたな卸資産評価損の増加による影響が大きく、96億5百万円の営業損失(前年同四半期連結会計期間は48億9千7百万円の営業利益)となりました。

営業外費用において支払利息や持分法による投資損失などが発生し、経常損失は102億6百万円(前年同四半期連結会計期間は33億1千7百万円の経常利益)となりました。

以上の結果、四半期純損失は103億2千3百万円(前年同四半期連結会計期間に比べ121億1千1百万円の悪化)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は以下のとおりです。

電子工業用機器事業におきましては、半導体製造装置は、半導体メーカーの設備投資抑制の影響を受け、売上が前年同四半期連結会計期間に比べ大きく減少しました。製品別では、枚葉式洗浄装置は台湾向けの売上が増加したことにより比較的小幅の減少にとどまりましたが、パッチ式洗浄装置およびコータ・デベロッパ(塗布現像装置)は、前年同四半期連結会計期間に比べ大幅に減少しました。また、デバイスの微細化に対応するフラッシュランブアニール(熱処理装置)は前年同四半期連結会計期間に比べ売上を伸ばしました。FPD製造装置につきましては、前年同四半期連結会計期間に比べ液晶パネルメーカーの設備投資が大幅に抑制され、当社製品の売上は大きく減少しました。その他の電子工業用機器につきましても、プリント配線板メーカーの設備投資が引き続き低調に推移し、前年同四半期連結会計期間に比べ売上が減少しました。以上から、当セグメントの売上高は311億4千8百万円と前年同四半期連結会計期間に比べ223億6千6百万円(41.8%)減少しました。利益面では、売上の大幅な減少に加え、半導体製造装置関連のたな卸資産評価損が増加したことから、88億5千4百万円の営業損失(前年同四半期連結会計期間は36億1千1百万円の営業利益)となりました。

画像情報処理機器事業では、日本、欧州、北米においてCTP(Computer to Plate)関連製品の売上が前年同四半期連結会計期間に比べ大幅に減少するとともに、POD(Print on Demand)製品や大型インクジェットプリンターの売上也低調に推移しました。以上から、当セグメントの売上高は101億6千3百万円と前年同四半期連結会計期間に比べ65億円(39.0%)減少し、7億2千6百万円の営業損失(前年同四半期連結会計期間は12億8千3百万円の営業利益)となりました。

その他事業につきましては、売上高は1億3百万円と前年同四半期連結会計期間に比べ4億7千7百万円(82.3%)減少し、営業損失は2千4百万円(前年同四半期連結会計期間は2百万円の営業利益)となりました。

所在地別セグメントの業績は以下のとおりです。

日本では、売上高は345億5千2百万円と前年同四半期連結会計期間に比べ123億7千万円(26.4%)減少し、営業損失は104億5千9百万円(前年同四半期連結会計期間は38億7千4百万円の営業利益)となりました。

北米地域では、売上高は23億1百万円と前年同四半期連結会計期間に比べ77億4千万円(77.1%)減少し、営業損失は6千2百万円(前年同四半期連結会計期間は4億7千6百万円の営業利益)となりました。

アジア・オセアニア地域では、売上高は25億6千8百万円と前年同四半期連結会計期間に比べ32億2千6百万円(55.7%)減少し、営業利益は2億3千4百万円と前年同四半期連結会計期間に比べ1億5千万円(39.1%)の減少となりました。

欧州地域では、売上高は19億9千2百万円と前年同四半期連結会計期間に比べ60億8百万円(75.1%)減少し、営業損失は2億3千5百万円(前年同四半期連結会計期間は1億2千2百万円の営業利益)となりました。

(2) 財政状態及び資本の財源についての分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は2,349億3千7百万円と前連結会計年度末に比べ119億8千万円(4.9%)減少しました。流動資産では、受取手形及び売掛金が216億4千万円、たな卸資産が174億6百万円減少した一方で、現金及び預金が244億4千4百万円増加しました。固定資産では、保有株式の時価上昇により、投資有価証券が52億1千4百万円増加しました。

負債合計は1,733億6千4百万円と前連結会計年度末に比べ38億3千8百万円(2.2%)減少しました。流動負債では、短期借入金が183億5千7百万円、支払手形及び買掛金が137億2千2百万円減少したほか、満期償還により新株予約権付社債が149億9千9百万円減少しました。固定負債では、シンジケートローン等による資金調達により長期借入金が513億1千3百万円増加しました。有利子負債につきましては、前連結会計年度末に比べ201億8千7百万円(19.7%)増加し1,227億6千8百万円となりました。

純資産から少数株主持分を除いた自己資本は、保有株式の時価上昇によりその他有価証券評価差額金が増加しましたが、四半期純損失の計上により利益剰余金が減少し、609億5千2百万円と前連結会計年度末に比べ84億円(12.1%)減少しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の自己資本比率は、前連結会計年度末の28.1%から2.2ポイント低下し25.9%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前四半期連結会計期間末に比べ2千2百万円増加し、499億2千2百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

たな卸資産の減少や売上債権の減少などの収入項目が税金等調整前四半期純損失、事業構造改善費用の支払いなどの支出項目を上回り、91億1千7百万円の収入(前年同四半期連結会計期間は16億8千9百万円の支出)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出などにより、3億4千1百万円の支出(前年同四半期連結会計期間は14億4千5百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

新株予約権付社債の満期償還および短期借入金、長期借入金の約定弁済を行った一方で、シンジケートローン等による資金調達を行い、82億2千4百万円の支出(前年同四半期連結会計期間は3億5千5百万円の収入)となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更および新たに生じた課題はありません。

当社グループでは、前四半期報告書に記載したとおり、前年度後半からの事業環境の急激な悪化に対処すべく、損益分岐点の大幅な引き下げを目指す再建策に取り組んでおり、これまでに工場の一時休止、営業拠点の統廃合、グループ企業の整理・統合、希望退職による人員削減などを進めてまいりました。当社グループといたしましては、来期の黒字化が確実なものとなるよう再建策をさらに推し進め、収益基盤の強化に努めてまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、設立以来、写真製版用ガラススクリーンの製造で培われてきたコア技術『フォトリソグラフィー（注1）』を応用展開することで各種印刷関連機器を開発製造し、この分野において事業経営の基盤を固めました。そして、半導体、液晶や有機ELなどフラットパネルディスプレイ（FPD）、プリント配線板などのエレクトロニクス分野の事業へ展開し、今日の大日本スクリーングループを築き上げてきました。

このような事業展開の一つの帰結として、当社グループの企業価値は、フォトリソグラフィー技術を核として新技術や新製品を創造し展開してきた半導体製造装置やFPD製造装置を中心とした電子工業用機器事業を主力事業に据え、コア技術の源流である印刷関連機器を取り扱う画像情報処理機器事業並びにこれらの関連事業との有機的な結合によって、確保・向上されるべきものであり、これら事業を生み出したコア技術やそれらを支えるステークホルダー（利害関係者）のシナジー効果こそが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の源泉であると考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われる場合であっても、株主がこれに応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。それだけに、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上述の当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

（注1）フォトリソグラフィーとは、写真現像技術を応用して微細なパターンを形成する技術をいいます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、コア技術を基礎として新しい事業や技術・製品の創造に常にチャレンジする「思考展開」を経営理念とし、さらに企業理念として『未来共有（未来をみつめ社会の期待と信頼に応える）』、『人間形成（働く喜びを通じて人をつくる）』、『技術追究（独自技術の追究と技術の融合を推進する）』を掲げ、全社員が活力ある企業体質を作り出すとともに、株主、顧客、取引先にとどまらず、社会的責任を果たすものとして、地域社会との調和、環境への配慮などにより、企業価値の向上を図りすべてのステークホルダーの利益を最大限に追求してきました。

平成20年の金融危機に端を発した世界的な景気後退を受け、主要顧客である半導体・FPDメーカーを中心とした設備投資の先送り、抑制の動きが急速に広がり、当社をとりまく環境は非常に厳しいものとなっております。当社グループは、こうした厳しい環境下においても、確実に利益が出せるよう、損益分岐点の大幅な引き下げを目指し、事業の見直し、組織の統廃合、グループ企業の再編、生産拠点の縮小・集約、研究開発体制の再編、開発スピードの加速、人員削減・人件費削減などによる、コスト削減策を柱とした再建計画を策定し実施しております。この計画を完遂し安定した収益体制を再構築することで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を引き続き図ってまいります。

また当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことにより、企業経営において透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの総合的な利益の確保を目指しています。さらに「CSR経営の推進」を掲げ、「コーポレート・ガバナンスの強化」「内部統制機能の充実」「環境・安全経営の充実」を重要な経営課題と位置付け、これらを推進しています。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年6月25日開催の当社第68回定時株主総会において、株主の皆様のご承認に基づき、「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本施策」といいます。）を導入いたしました（注2）。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

当社は、前述の基本方針を具体化するため、本施策をもって、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）並びに大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を以下のとおり定めています。

ここでいう特定株主グループとは、当社株券等の保有者（注4）及びその共同保有者（注5）、又は当社株券等の買付け等（注6）を行う者及びその特別関係者（注7）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注8）をいい、特定株主グループが上記の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注9）の合計をいいます。

- （注2）当社は、平成19年6月27日開催の当社第66回定時株主総会において、株主の皆様のご承認に基づき「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「原施策」といいます。）を導入しておりましたが、平成21年6月25日開催の当社第68回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了を迎えました。本施策は、原施策の内容を一部変更して再導入しております。
- （注3）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。
- （注4）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- （注5）金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- （注6）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。
- （注7）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。
- （注8）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。
- （注9）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

(1) 大規模買付ルール

取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。

- イ. 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ロ. 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ハ. 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ニ. 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の具体的内容及び条件
- ホ. 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ヘ. 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ト. 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- チ. 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- リ. 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ヌ. 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

なお、大規模買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、本情報を受領した場合はその受領の事実を直ちに株主の皆様へ開示いたします。大規模買付者が提出した本情報の内容等については、株主の皆様への判断に必要な適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

取締役会における検討及び評価

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対する本情報の提供を完了したと判断した場合は、その旨並びに下記の取締役会評価期間の始期及び終期を直ちに大規模買付者に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。当社取締役会は、当該通知の発送日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による検討、交渉、意見形成及び代替的提案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。この期間が経過するまでは、大規模買付者には、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会の勧告、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。

独立委員会

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上7名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任します（注10）。取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等をみずから入手・検討して、イ．大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、ロ．大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか、ハ．大規模買付対抗措置の発動要件を満たしているか、ニ．大規模買付対抗措置の発動の是非等に関して株主の意思を確認すべきか否か、ホ．その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項について、取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取り纏めて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

（注10）平成21年6月25日開催の当社取締役会で以下の方々が独立委員会委員に選任されております。

長田豊臣（学校法人立命館理事長）、立石義雄（当社社外取締役）、伊佐山建志（同）、松本徹（同）、城田秀明（当社社外監査役）、前川昭彦（同）

株主意思の確認

独立委員会において、大規模買付対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票を実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

なお、株主意思確認総会にあたっては、当社取締役会は上記に定める大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を、改めて投票基準日現在の株主の皆様へ提示するものとします。

株主意思の確認は、株主意思確認総会の出席株主の投票権の過半数によって決するものとします。当社取締役会は、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行うものとします。

取締役会の決議

当社取締役会は、に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、又はに定める株主意思確認総会の決定に従って、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに大規模買付対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が大規模買付対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行うものとします。

大規模買付対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会は、上記の手続に従って大規模買付対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為に係る条件を変更した場合や大規模買付行為を中止した場合等、当該決議の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度検討を行い、独立委員会の勧告を最大限

尊重した上で、大規模買付対抗措置の中止又は発動の停止に関する決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、かかる決議を行った場合、直ちに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、大規模買付者に通知するとともに株主の皆様へ情報開示を行うものとします。

(2) 大規模買付対抗措置

大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記 に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたまず場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、株式分割等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

イ. 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。当該大規模買付行為に依るか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社取締役会が提示する当該大規模買付行為に対する意見、代替的提案等をご考慮の上、判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、当社取締役会が相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することを否定するものではありません。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- () 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- () 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (iv) 当該大規模買付行為又は当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
- () 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、当社株主の皆様へ当社株式の売却を事実上強要する恐れのある買付行為である場合。
- (vi) 大規模買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損の恐れ又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- () 買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合。

大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、当社監査役会の賛同を得るものとし、株主意識確認総会の決定がある場合には当該決定に従います。

(3) 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策の有効期間は、平成21年6月25日開催の当社定時株主総会から平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、定時株主総会又は臨時株主総会において本施策を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合、若しくは当社取締役会において本施策を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止又は変更されるものとします。この場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更の内容等その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様へ情報開示を行うものとします。

なお、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会終結時以降における本施策については、必要な見直しをした上で、本施策の継続、又は新たな内容の施策の導入に関して株主の皆様のご意思を確認させていただき予定です。

本方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前述のとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前述の大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

(2) 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。また、本施策においては、前記(1)のとおり、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、本施策の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(3) 株主意識の反映

前記(3)に述べたとおり、本施策の有効期間は、平成23年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までであり、それ以降も当社株主総会において本施策の継続等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の皆様のご意思が反映されるものと考えます。また、本施策の実施にあたっては、独立委員会の勧告がある場合に、大規模買付者による大規模買付行為に対する大規模買付対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接に確認することとなります。したがって、大規模買付対抗措置発動の是非等の判断についても可及的に株主の皆様のご意思が反映されるものと考えます。

(4) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記(1)のとおり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、取締役会から独立した独立委員会を設置しております。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、また、前記(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めることにより、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を排除しております。加えて、本施策においては、前記(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

(5) デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本施策は、前記(3)のとおり、当社取締役会によりいつでも廃止することができるとされており、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお廃止できず、また発動を阻止できないため、株主の権利行使が不当に制限される買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の任期について期差任期制度を採

用していないため、本施策はスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないことにより、廃止する、又は発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

(1)大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2)大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになりますので、株主の皆様は、保有する当社株式の価値は希釈化されません。（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面を提出していただくことがあります。）

なお、大規模買付対抗措置として株式分割がなされる場合は、株主に必要な手続は特にありません。

(3)大規模買付対抗措置の発動の中止が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合で、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後に、当社が、前記（1）に記載の手続等に従い、当該無償割当を中止し、又は無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。したがって、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間は研究開発費として33億9千万円を投入しました。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間における当社グループの主要な研究開発成果は次のとおりであります。

電子工業用機器の半導体製造装置分野において、独立行政法人 産業技術総合研究所および他社と共同で、シリコンデバイスのさらなる微細化に必要な技術として、加熱処理中のウエハー表面の温度変化をリアルタイムで測定可能なフラッシュランプアニール（熱処理装置）向け表面温度モニタリングシステムを開発しました。

なお、文中における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	253,974,333	253,974,333	東京証券取引所 大阪証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数1,000株
計	253,974,333	253,974,333		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日		253,974		54,044		26,636

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	15,203	5.98
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	13,277	5.22
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	11,300	4.44
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700	6,730	2.65
ゴールドマン・サックス・アン ド・カンパニーレギュラーアカ ウント (常任代理人 ゴールドマン・サ ックス証券株式会社)	85 BROAD STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1六本木 ヒルズ 森タワー)	6,275	2.47
資産管理サービス信託銀行株式 会社(年金信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12晴海ア 일랜드トリトンスクエアオフィスタワ ーZ棟	6,194	2.43
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	4,562	1.79
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,437	1.74
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	4,241	1.67
大日本スクリーン取引先持株会 シンクロナイズ	京都市上京区堀川通寺之内上る4天神北 町1-1	4,186	1.64
計	-	76,409	30.08

(注) 1 上記のほか自己株式が16,567千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.52%)ある。

2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式数は信託業務に係るものである。

3 下記のとおり大量保有報告書および変更報告書の写しを送付されているが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況では考慮していない。

提出者(大量保有者)	報告義務発生日	報告義務発生日現在の 保有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 保有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー・アンド・カンパ ニー・インターナショナル・リミテッド	平成19年1月15日	8,136	3.20
フィデリティ投信株式会社	平成20年11月28日	10,517	4.14
野村アセットマネジメント株式会社	平成21年4月30日	10,830	4.26
三菱UFJ信託銀行株式会社	平成21年5月11日	10,682	4.21
みずほ信託銀行株式会社	平成21年7月15日	14,051	5.53

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,567,000		単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 236,518,000	236,518	同上
単元未満株式	普通株式 889,333		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	253,974,333		
総株主の議決権		236,518	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権1個)が含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式936株が含まれている。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 大日本スクリーン製造株式会社	京都市上京区堀川通寺之内 上る4丁目天神北町1番地 の1	16,567,000		16,567,000	6.52
計		16,567,000		16,567,000	6.52

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	240	258	353	346	345	361
最低(円)	168	207	243	235	305	304

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの取締役および監査役の役職の異動は、次のとおりである。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役副社長 コーポレート 安全保障戦略/ 技術開発/プロキユアメント/ 未来事業戦略担当 兼 同 購買・物流戦略室長 兼 同 未来事業戦略室長 プロキユアメントセンター長	取締役副社長 コーポレート 安全保障戦略/ 技術開発/プロキユアメント/ 未来事業戦略担当 兼 同 購買・物流戦略室長 プロキユアメントセンター長	津田雅也	平成21年7月1日
取締役副社長 最高技術責任者 (CTO) 技術・製造/安全保障担当	取締役副社長 コーポレート 安全保障戦略/ 技術開発/プロキユアメント/ 未来事業戦略担当 兼 同 購買・物流戦略室長 兼 同 未来事業戦略室長 プロキユアメントセンター長	津田雅也	平成21年10月1日
専務取締役 最高財務責任者 (CFO) 経営戦略/財務・経理/総務担当 経営戦略本部長 ビジネスサービスセンター長	専務取締役 コーポレート 経営戦略/ 財務・経理戦略/総務戦略/ IR担当	領内 修	平成21年10月1日

(注) 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定機能および業務執行の監督機能と各カンパニーおよびセンターの業務執行機能とを明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制を導入している。前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの執行役員の役職の異動は以下のとおりである。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務執行役員 メディアアンドプレジジョン テクノロジーカンパニー社長 兼 同 製造管理統轄部長	常務執行役員 メディアアンドプレジジョン テクノロジーカンパニー社長	藤澤恭平	平成21年10月1日
上席執行役員 ビジネスサービスセンター 副センター長	上席執行役員 コーポレート 人事戦略/法務/ コンプライアンス/危機管理担当	宮脇達夫	平成21年10月1日
執行役員 技術開発センター長 兼 同 知財グループ長	執行役員 コーポレート ソフトウェア戦略/ 技術戦略担当 技術開発カンパニー社長 知財センター長	有田正司	平成21年10月1日
執行役員 開発・製造本部 副本部長 兼 同 技術戦略室長 兼 同 新規事業企画室長	執行役員 FPD機器カンパニー副社長	嶋治克己	平成21年10月1日
執行役員 技術開発センター 副センター長	執行役員 技術開発カンパニー副社長	廣江敏朗	平成21年10月1日

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役員 ビジネスサービスセンター 副センター長 兼 同 理財グループ長 兼 同 財務部長 兼 同 輸出入業務部長	執行役員 コーポレート 財務戦略室長 理財カンパニー社長 兼 同 輸出入業務部長	南島 新	平成21年10月 1 日
執行役員 開発・製造本部長 兼 同 生産推進室長	株式会社テックインテック 代表取締役社長	西澤久雄	平成21年10月 1 日

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

また、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日内閣府令第5号）附則第7条第1項第1号ただし書き及び第4号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,344	25,899
受取手形及び売掛金	44,358	65,999
有価証券	292	-
商品及び製品	27,419	36,204
仕掛品	21,035	28,006
原材料及び貯蔵品	6,369	8,019
繰延税金資産	1,186	1,191
その他	3,943	4,229
貸倒引当金	1,419	1,359
流動資産合計	153,530	168,190
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1, 4 55,115	1, 4 55,096
機械装置及び運搬具	4 30,817	4 33,702
その他	1, 4 29,645	1, 4 26,725
減価償却累計額	67,217	64,570
有形固定資産合計	1, 4 48,361	1, 4 50,954
無形固定資産		
その他	1,502	1,750
無形固定資産合計	1,502	1,750
投資その他の資産		
投資有価証券	1 25,420	20,205
その他	7,636	6,539
貸倒引当金	1,514	723
投資その他の資産合計	31,543	26,021
固定資産合計	81,406	78,727
資産合計	234,937	246,917

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,063	42,785
短期借入金	20,737	39,095
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	14,999
1年内返済予定の長期借入金	1 7,592	1 7,822
リース債務	2,404	1,670
未払法人税等	746	910
設備関係支払手形	27	290
役員賞与引当金	13	37
製品保証引当金	3,641	3,963
事業構造改善引当金	41	6,079
受注損失引当金	42	324
その他	13,974	14,451
流動負債合計	78,285	132,430
固定負債		
社債	19,500	19,500
長期借入金	1 64,781	1 13,467
リース債務	7,753	6,026
退職給付引当金	540	665
役員退職慰労引当金	128	124
債務保証損失引当金	41	45
その他	2,334	4,943
固定負債合計	95,079	44,772
負債合計	173,364	177,203
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,044	54,044
資本剰余金	30,155	30,155
利益剰余金	4,111	8,733
自己株式	12,220	12,219
株主資本合計	67,867	80,714
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,875	176
繰延ヘッジ損益	2	4
為替換算調整勘定	11,788	11,534
評価・換算差額等合計	6,914	11,362
少数株主持分	620	361
純資産合計	61,572	69,714
負債純資産合計	234,937	246,917

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	122,823	67,398
売上原価	89,813	63,153
売上総利益	33,010	4,245
販売費及び一般管理費	¹ 28,947	¹ 19,973
営業利益又は営業損失()	4,062	15,727
営業外収益		
受取利息	158	64
受取配当金	272	184
業務受託料	433	41
その他	970	633
営業外収益合計	1,835	923
営業外費用		
支払利息	772	1,100
債権売却損	83	48
為替差損	108	208
持分法による投資損失	1,896	674
その他	889	797
営業外費用合計	3,750	2,829
経常利益又は経常損失()	2,147	17,633
特別利益		
段階取得に係る差益	-	2,612
負ののれん発生益	-	2,471
持分変動利益	14	-
債務保証損失引当金戻入額	8	-
その他	-	342
特別利益合計	23	5,426
特別損失		
事業構造改善費用	-	389
投資有価証券評価損	66	39
たな卸資産評価損	2,426	-
特別損失合計	2,493	428
税金等調整前四半期純損失()	322	12,636
法人税等	² 907	² 545
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	13,182
少数株主利益又は少数株主損失()	33	336
四半期純損失()	1,263	12,845

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	70,760	41,415
売上原価	50,810	40,621
売上総利益	19,950	793
販売費及び一般管理費	15,053 ₁	10,399 ₁
営業利益又は営業損失()	4,897	9,605
営業外収益		
受取利息	93	34
受取配当金	13	10
受取家賃	-	81
業務受託料	251	5
物品売却益	269	-
助成金収入	-	111
その他	363	109
営業外収益合計	991	352
営業外費用		
支払利息	408	616
債権売却損	43	16
為替差損	491	51
持分法による投資損失	1,035	46
その他	591	223
営業外費用合計	2,570	953
経常利益又は経常損失()	3,317	10,206
特別利益		
事業構造改善引当金戻入額	-	73
債務保証損失引当金戻入額	4	-
特別利益合計	4	73
特別損失		
投資有価証券評価損	66	39
事業構造改善費用	-	13
特別損失合計	66	52
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	3,255	10,185
法人税等	1,447 ₂	466 ₂
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	10,652
少数株主利益又は少数株主損失()	19	329
四半期純利益又は四半期純損失()	1,788	10,323

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	322	12,636
減価償却費	4,363	3,459
のれん償却額	518	-
持分法による投資損益(は益)	1,896	674
負ののれん発生益	-	2,471
段階取得に係る差損益(は益)	-	2,612
退職給付引当金の増減額(は減少)	874	125
役員賞与引当金の増減額(は減少)	50	24
製品保証引当金の増減額(は減少)	70	449
受注損失引当金の増減額(は減少)	-	282
事業構造改善費用	-	389
受取利息及び受取配当金	431	248
支払利息	772	1,100
売上債権の増減額(は増加)	13,133	21,714
たな卸資産の増減額(は増加)	13,629	18,259
その他の流動資産の増減額(は増加)	612	189
仕入債務の増減額(は減少)	3,345	13,567
未払費用の増減額(は減少)	802	459
その他の流動負債の増減額(は減少)	3,494	646
その他	340	424
小計	4,082	11,459
利息及び配当金の受取額	447	256
利息の支払額	812	1,110
確定拠出年金制度への移行に伴う拠出額	888	1,086
事業構造改善費用の支払額	-	5,883
法人税等の支払額	1,437	582
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,391	3,053
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	123	63
有形固定資産の取得による支出	3,198	625
有形固定資産の売却による収入	60	1,827
投資有価証券の取得による支出	6	6
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,276	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	2,615
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	5
その他	97	432
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,396	3,436

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	6,174	17,850
長期借入れによる収入	5,000	55,000
長期借入金の返済による支出	2,458	3,916
セール・アンド・リースバック（ファイナンス・リース）による収入	-	1,626
ファイナンス・リース債務の返済による支出	858	1,266
新株予約権付社債の償還による支出	-	14,999
自己株式の純増減額（は増加）	2	1
配当金の支払額	2,374	-
少数株主への配当金の支払額	7	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,472	18,589
現金及び現金同等物に係る換算差額	206	268
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,261	24,810
現金及び現金同等物の期首残高	24,980	25,111
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	91	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	27,150	49,922

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>株式会社ファースト・リースは、連結子会社である株式会社ディ・エス・ファイナンスへ吸収合併されたため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外している。</p> <p>持分法に準じた会計処理適用の関連会社であった株式会社SOKUDOおよびSOKUDO USA, LLCは、第1四半期連結会計期間において株式を追加取得するとともに共同支配企業に該当しなくなり子会社となったため、第1四半期連結会計期間末において新たに連結の範囲に含めている。</p> <p>株式会社レーザーソリューションズについては、第1四半期連結会計期間において当社所有の全株式を譲渡したため、第1四半期連結会計期間末において連結の範囲から除外している。</p> <p>DAINIPPON SCREEN ENGINEERING OF EUROPE COMPANY LIMITEDは、当第2四半期連結会計期間において清算終了したため、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外している。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 46社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>持分法に準じた会計処理適用の関連会社であった株式会社SOKUDOおよびSOKUDO USA, LLCは、第1四半期連結会計期間において株式を追加取得するとともに共同支配企業に該当しなくなり子会社となったため、第1四半期連結会計期間末において持分法の適用の範囲から除外している。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 2社</p>
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用している。なお、子会社の資産及び負債の評価方法を部分時価評価法から全面時価評価法へ変更したことによる損益およびセグメント情報に与える影響はない。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第2四半期連結累計期間では、新たに「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示している。

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 1 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第2四半期連結会計期間では、新たに「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示している。 2 前第2四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記している。なお、前第2四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「助成金収入」は65百万円である。 3 前第2四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取家賃」は、営業外収益の総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記している。なお、前第2四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取家賃」は132百万円である。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産に関しては、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、主として当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算している。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっている。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 担保資産及び担保付債務 建物 16,170百万円 土地 8,324 投資有価証券 4,342 <hr/> 計 28,836 上記に対応する債務 長期借入金 55,270百万円 (うち1年以内返済予定額 49百万円)	1 担保資産及び担保付債務 建物 341百万円 土地 42 <hr/> 計 383 上記に対応する債務 長期借入金 295百万円 (うち1年以内返済予定額 49百万円)
2 手形割引高及び裏書譲渡高 連結決算日における受取手形の裏書譲渡高は下記のとおりである。 受取手形裏書譲渡高 15百万円	2 手形割引高及び裏書譲渡高 連結決算日における受取手形の裏書譲渡高は下記のとおりである。 受取手形裏書譲渡高 21百万円
3 保証債務 販売先のビジネスローン 8百万円 従業員住宅ローン 410 取引先のリース料支払 478 <hr/> 計 897	3 保証債務 販売先のビジネスローン 11百万円 従業員住宅ローン 576 関連会社の一括支払信託債務に係る金融機関に対する併存的債務引受 (株)SOKUDO 439 取引先のリース料支払 615 <hr/> 計 1,642
4 休止固定資産 各科目に含まれている休止固定資産は次のとおりである。 建物及び構築物 3,034百万円 機械装置及び運搬具 363 有形固定資産のその他 918 <hr/> 計 4,316	4 休止固定資産 各科目に含まれている休止固定資産は次のとおりである。 建物及び構築物 3,121百万円 機械装置及び運搬具 406 有形固定資産のその他 945 <hr/> 計 4,472

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なものは以下のとおりである。	1 販売費及び一般管理費の主なものは以下のとおりである。
旅費交通費 1,316 百万円	旅費交通費 613 百万円
荷造運賃 1,865	荷造運賃 700
貸倒引当金繰入額 567	役員退職引当金繰入額 24
役員退職引当金繰入額 26	役員賞与引当金繰入額 8
役員賞与引当金繰入額 45	役員報酬 333
役員報酬 461	給与手当・賞与 7,590
給与手当・賞与 9,085	研究費 1,215
研究費 2,088	減価償却費 1,730
減価償却費 1,999	広告宣伝費 251
広告宣伝費 631	退職給付費用 733
退職給付費用 377	
のれん償却額 518	
2 税金費用については、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括し法人税等として表示している。	2 同左

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なものは以下のとおりである。	1 販売費及び一般管理費の主なものは以下のとおりである。
旅費交通費 542 百万円	旅費交通費 288 百万円
荷造運賃 936	荷造運賃 414
貸倒引当金繰入額 519	貸倒引当金繰入額 19
役員退職引当金繰入額 13	役員退職引当金繰入額 12
役員賞与引当金繰入額 19	役員賞与引当金繰入額 5
役員報酬 228	役員報酬 164
給与手当・賞与 4,664	給与手当・賞与 3,812
研究費 1,266	研究費 847
減価償却費 997	減価償却費 898
広告宣伝費 326	広告宣伝費 138
退職給付費用 182	退職給付費用 382
のれん償却額 272	
2 税金費用については、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括し法人税等として表示している。	2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
現金及び預金勘定 28,116 百万円	現金及び預金勘定 50,344 百万円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 965	有価証券勘定 292
現金及び現金同等物 27,150	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 715
	現金及び現金同等物 49,922

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

- 1 発行済株式の種類及び総数
普通株式 253,974千株
- 2 自己株式の種類及び株式数
普通株式 16,567千株
- 3 新株予約権等に関する事項
該当事項はない。
- 4 配当に関する事項
該当事項はない。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	電子工業用 機器 (百万円)	画像情報 処理機器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	53,515	16,664	581	70,760	-	70,760
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	2,357	2,357	(2,357)	-
計	53,515	16,664	2,938	73,117	(2,357)	70,760
営業利益	3,611	1,283	2	4,897	-	4,897

(注) 1 事業区分は、製品系列の区分によっている。

2 各事業区分の主要製品

電子工業用機器.....半導体製造装置、FPD製造装置、プリント配線板製造装置、保守サービス

画像情報処理機器.....CTP(印刷版出力装置)、デジタル印刷機、その他印刷・製版関連機器、

文字フォント、保守サービス

その他.....リース、印刷、ロジスティクス他

3 セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に物流サービス子会社の当社およびグループ各社へのサービス売上である。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	電子工業用 機器 (百万円)	画像情報 処理機器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	31,148	10,163	103	41,415	-	41,415
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	1,582	1,582	(1,582)	-
計	31,148	10,163	1,685	42,997	(1,582)	41,415
営業損失()	8,854	726	24	9,605	-	9,605

(注) 1 事業区分は、製品系列の区分によっている。

2 各事業区分の主要製品

電子工業用機器.....半導体製造装置、FPD製造装置、プリント配線板製造装置、保守サービス

画像情報処理機器.....CTP(印刷版出力装置)、デジタル印刷機、その他印刷・製版関連機器、

文字フォント、保守サービス

その他.....印刷、ロジスティクス他

3 セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に物流サービス子会社の当社およびグループ各社へのサービス売上である。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	電子工業用 機器 (百万円)	画像情報 処理機器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	90,724	31,081	1,017	122,823	-	122,823
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	4,444	4,444	(4,444)	-
計	90,724	31,081	5,461	127,268	(4,444)	122,823
営業利益	2,243	1,775	44	4,062	-	4,062

(注) 1 事業区分は、製品系列の区分によっている。

2 各事業区分の主要製品

電子工業用機器.....半導体製造装置、F P D製造装置、プリント配線板製造装置、保守サービス

画像情報処理機器.....C T P (印刷版出力装置)、デジタル印刷機、その他印刷・製版関連機器、

文字フォント、保守サービス

その他.....リース、印刷、ロジスティクス他

3 セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に物流サービス子会社の当社およびグループ各社へのサービス売上である。

4 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、当社および国内連結子会社は主として先入先出法又は個別法による原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として先入先出法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が電子工業用機器で314百万円、画像情報処理機器で159百万円、その他で5百万円減少している。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が電子工業用機器で68百万円減少し、画像情報処理機器で2百万円増加している。

(リース取引に関する会計基準等)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、当社および国内連結子会社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が電子工業用機器で123百万円、画像情報処理機器で6百万円増加し、その他で24百万円減少している。

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	電子工業用 機器 (百万円)	画像情報 処理機器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	49,142	17,909	347	67,398	-	67,398
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	2,759	2,759	(2,759)	-
計	49,142	17,909	3,106	70,158	(2,759)	67,398
営業損失()	13,851	1,713	163	15,727	-	15,727

(注) 1 事業区分は、製品系列の区分によっている。

2 各事業区分の主要製品

電子工業用機器.....半導体製造装置、FPD製造装置、プリント配線板製造装置、保守サービス

画像情報処理機器.....CTP(印刷版出力装置)、デジタル印刷機、その他印刷・製版関連機器、

文字フォント、保守サービス

その他.....印刷、ロジスティクス他

3 セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に物流サービス子会社の当社およびグループ各社へのサービス売上である。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	46,922	10,041	5,795	8,000	70,760	-	70,760
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	15,701	553	1,249	118	17,623	(17,623)	-
計	62,624	10,595	7,045	8,119	88,384	(17,623)	70,760
営業利益	3,874	476	384	122	4,858	39	4,897

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) アジア・オセアニア...シンガポール、中国、台湾、韓国、オーストラリア

(3) 欧州.....イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、イタリア、アイルランド、イスラエル

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	34,552	2,301	2,568	1,992	41,415	-	41,415
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,900	392	904	409	4,606	(4,606)	-
計	37,453	2,693	3,472	2,402	46,021	(4,606)	41,415
営業利益 又は営業損失()	10,459	62	234	235	10,522	916	9,605

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) アジア・オセアニア...シンガポール、中国、台湾、韓国、オーストラリア

(3) 欧州.....イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、イタリア、アイルランド、イスラエル

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	81,461	16,664	11,668	13,030	122,823	-	122,823
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	26,032	526	2,552	246	29,358	(29,358)	-
計	107,493	17,190	14,221	13,276	152,182	(29,358)	122,823
営業利益 又は営業損失()	2,733	519	999	232	4,020	42	4,062

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) アジア・オセアニア...シンガポール、中国、台湾、韓国、オーストラリア

(3) 欧州.....イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、イタリア、アイルランド、イスラエル

3 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、当社および国内連結子会社は主として先入先出法又は個別法による原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として先入先出法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の日本の営業利益が479百万円減少している。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間のアジア・オセアニアの営業利益が0百万円減少し、欧州の営業損失が65百万円増加している。

(リース取引に関する会計基準等)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、当社および国内連結子会社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の日本の営業利益が105百万円増加している。

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	53,554	5,206	4,930	3,708	67,398	-	67,398
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,498	688	1,763	742	8,693	(8,693)	-
計	59,052	5,895	6,693	4,451	76,092	(8,693)	67,398
営業利益 又は営業損失()	16,578	81	356	387	16,691	963	15,727

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) アジア・オセアニア...シンガポール、中国、台湾、韓国、オーストラリア

(3) 欧州.....イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、イタリア、アイルランド、イスラエル

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	北米	アジア・ オセアニア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	10,167	25,968	6,877	3,865	46,879
連結売上高(百万円)					70,760
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	14.4	36.7	9.7	5.5	66.3

(注) 1 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

3 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国、カナダ

(2) アジア・オセアニア.....シンガポール、マレーシア、中国、台湾、韓国、オーストラリア、インド

(3) 欧州.....イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、ベルギー、イタリア、アイルランド、北欧、
ロシア、東欧

(4) その他の地域.....アフリカ、中近東、中南米

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	北米	アジア・ オセアニア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	4,566	18,038	2,544	456	25,605
連結売上高(百万円)					41,415
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	11.0	43.6	6.1	1.1	61.8

(注) 1 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

3 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国、カナダ

(2) アジア・オセアニア.....シンガポール、マレーシア、中国、台湾、韓国、オーストラリア、インド

(3) 欧州.....イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、ベルギー、イタリア、アイルランド、北欧、
ロシア、東欧

(4) その他の地域.....アフリカ、中近東、中南米

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	北米	アジア・ オセアニア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	17,151	48,127	12,253	5,474	83,007
連結売上高(百万円)					122,823
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	14.0	39.2	10.0	4.4	67.6

(注) 1 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

3 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国、カナダ

(2) アジア・オセアニア.....シンガポール、マレーシア、中国、台湾、韓国、オーストラリア、インド

(3) 欧州.....イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、ベルギー、イタリア、アイルランド、北欧、ロシア、東欧

(4) その他の地域.....アフリカ、中近東、中南米

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	北米	アジア・ オセアニア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	7,871	30,569	4,536	1,019	43,997
連結売上高(百万円)					67,398
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	11.7	45.4	6.7	1.5	65.3

(注) 1 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

3 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国、カナダ

(2) アジア・オセアニア.....シンガポール、マレーシア、中国、台湾、韓国、オーストラリア、インド

(3) 欧州.....イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、ベルギー、イタリア、アイルランド、北欧、ロシア、東欧

(4) その他の地域.....アフリカ、中近東、中南米

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	17,358	22,983	5,625
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	21	17	4
合計	17,380	23,001	5,621

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

デリバティブ取引については、事業の運営において重要かつ前連結会計年度の末日に比べて著しい変動があると認められるものがないため、記載していない。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はない。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はない。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	256円74銭	1株当たり純資産額	292円12銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額		1株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	61,572百万円	純資産の部の合計額	69,714百万円
普通株式に係る純資産額	60,952百万円	普通株式に係る純資産額	69,352百万円
差額の内訳		差額の内訳	
少数株主持分	620百万円	少数株主持分	361百万円
普通株式の発行済株式数	253,974千株	普通株式の発行済株式数	253,974千株
普通株式の自己株式数	16,567千株	普通株式の自己株式数	16,562千株
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数	237,406千株	1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数	237,412千株

2 1株当たり四半期純損失金額

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 5円32銭	1株当たり四半期純損失金額 54円11銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、 潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額 であるため記載していない。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、 平成21年9月30日に満期償還した新株予約権付社債がある が、1株当たり四半期純損失金額であるため記載していな い。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額		1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失	1,263百万円	四半期純損失	12,845百万円
普通株主に帰属しない金額		普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る四半期純損失	1,263百万円	普通株式に係る四半期純損失	12,845百万円
普通株式の期中平均株式数	237,412千株	普通株式の期中平均株式数	237,408千株
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり四半期純利益金額		1株当たり四半期純利益金額	
当期純利益調整額		当期純利益調整額	
普通株式増加数		普通株式増加数	
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり四半 期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計 年度末から重要な変動があっ たものの概要		希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益金額の算定に含め なかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動が あったものの概要	2009年9月30日満 期ユーロ円建転換 社債型新株予約権 付社債は、平成21 年9月30日に満期 償還している。

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	7円53銭	1株当たり四半期純損失金額	43円48銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	6円95銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、平成21年9月30日に満期償還した新株予約権付社債があるが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載していない。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額		1株当たり四半期純損失金額	
四半期純利益	1,788百万円	四半期純損失	10,323百万円
普通株主に帰属しない金額		普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る四半期純利益	1,788百万円	普通株式に係る四半期純損失	10,323百万円
普通株式の期中平均株式数	237,410千株	普通株式の期中平均株式数	237,406千株
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	
当期純利益調整額		当期純利益調整額	
普通株式増加数	20,025千株	普通株式増加数	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2009年9月30日満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、平成21年9月30日に満期償還している。

(重要な後発事象)
該当事項はない。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

大日本スクリーン製造株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中尾正孝

指定社員
業務執行社員 公認会計士 砂畑昌宏

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福島康生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大日本スクリーン製造株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大日本スクリーン製造株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

大日本スクリーン製造株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中尾正孝

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋本克己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福島康生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大日本スクリーン製造株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大日本スクリーン製造株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、第1四半期連結会計期間より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）等を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。